



2022年 8 月10日

各 位

会 社 名 DNホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 新井 伸博  
(コード：7377 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員経営企画本部長 原田 政彦  
(TEL 03-6675-7002)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月10日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2022年9月28日開催の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

#### (1) 株主総会資料の電子提供に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

#### (2) 役付執行役員に関する事項

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第30条(執行役員および役付執行役員)第2項の役付執行役員として、副社長執行役員若干名を選定することができる旨を定めるものであります。

### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022年9月28日
定款変更の効力発生日	2022年9月28日

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条 ～ 第 1 5 条 (条文省略)  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。  (新設)</p> <p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 2 0 条 ～ 第 2 9 条 (条文省略)  (執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 3 0 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員 1 名、副社長執行役員 <u>1</u> 名を選定する。</p> <p>第 3 1 条 ～ 第 3 3 条 (条文省略)  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 1 4 条 ～ 第 1 5 条 (現行どおり)  (削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 1 7 条 ～ 第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 2 0 条 ～ 第 2 9 条 (現行どおり)  (執行役員および役付執行役員)</p> <p>第 3 0 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長執行役員 1 名、<u>取締役の中から副社長執行役員若干名</u>を選定する。</p> <p>第 3 1 条 ～ 第 3 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>